

令和 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支払を受ける者	住所又は地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
借入金額	利率	支払金額	源泉徴収税額	借入年	借入月	借入日						
千円	%	千円	千円	年	月	日						
納税管理人	住所又は所居	氏名										
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
		(電話)										
整理欄			①	②								

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支払を受ける者	住所又は地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
借入金額	利率	支払金額	源泉徴収税額	借入年	借入月	借入日						
千円	%	千円	千円	年	月	日						
納税管理人	住所又は所居	氏名										
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
		(電話)										
整理欄			①	②								

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支払を受ける者	住所又は地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
借入金額	利率	支払金額	源泉徴収税額	借入年	借入月	借入日						
千円	%	千円	千円	年	月	日						
納税管理人	住所又は所居	氏名										
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
		(電話)										
整理欄			①	②								

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

令和 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書

支払を受ける者	住所又は地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
借入金額	利率	支払金額	源泉徴収税額	借入年	借入月	借入日						
千円	%	千円	千円	年	月	日						
納税管理人	住所又は所居	氏名										
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地		個人番号又は法人番号									
	氏名又は称											
		(電話)										
整理欄			①	②								

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します)。

【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書】

※ 様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 1 項第 10 号に規定する貸付金の利子について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - (2) 「借入金額」の欄には、その借入金の口数ごとに区分し、利子の計算期間の末日現在の金額を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (5) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 法第 180 条第 1 項又は第 214 条第 1 項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を租税特別措置法第 42 条第 1 項又は第 2 項の規定により非課税とされるこれらの規定に規定する証拠金の利子（同条第 1 項に規定する利子をいう。（2）において同じ。）について使用する場合は記載の要領は、2 に定めるほか、次による。
 - (1) 「借入金額」の欄及び「利率」の項には、記載を要しない。
 - (2) 「支払金額」の項には、利子の支払がその支払者の営業日ごとに行われる場合には、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (3) 「借入年月日 弁済期日」の項には、支払年月日を記載すること。ただし、(2) に定めるところにより、「支払金額」の欄に各月の合計金額を記載する場合には、当該各月の末日の年月日を記載するものとする。
 - (4) 租税特別措置法第 42 条第 4 項第 3 号に規定する店頭デリバティブ取引（同条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。）の種類を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第 42 条第 1 項又は第 2 項の規定により非課税とされる旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 この支払調書を租税特別措置法第 42 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により非課税とされる同条第 6 項に規定する特定利子について使用する場合は記載の要領は、2 に定めるほか、次による。
 - (1) 「借入金額」の欄には、2 (2) の「借入金額」の欄の記載の要領に代えて、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、各月の金額の合計金額を記載すること。
 - (3) 「源泉徴収税額」の項には、各月の税額の合計金額を記載すること。
 - (4) 「利率」の項には、記載を要しない。
 - (5) 「借入年月日 弁済期日」の項には、(1) に定めるところにより「借入金額」の欄に各月の合計金額の記載がある場合には、当該各月の末日の年月日を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第 42 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により非課税とされる旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 5 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。